

様式第六（第44条第2項関係）（令元経産令31・令2経産令92・一部改正）

鉱山労働者代表の選任（又は変更）届

年 月 日

産業保安監督部長 殿

鉱山労働者名

鉱山保安法第31条第1項の規定により、鉱山労働者代表について、次のとおり届け出ます。

1. 鉱山名
2. 選任（又は変更）した代表者の氏名
3. 選任（又は変更）年月日
4. 選任（又は変更）した代表者の役職名
5. 前任者がいる場合にはその氏名

備考(1) 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

- (2) 届出を行う鉱山労働者は任意の者とし、鉱業権者を經由して届け出ること。